

<申請書記入例>

1 事業継続支援金支給申請書

受付番号 3

岡山商工会議所 会頭 様
 岡山北商工会 会長 様
 岡山西商工会 会長 様
 岡山南商工会 会長 様
 赤磐商工会 会長 様
(※管轄の商工会を選んで○で囲んでください。)

申請者 住所 2 岡山市北区大供1-1-1
 事業所名 (株)市役所産業
 代表者氏名 代表取締役 岡山 太郎 印

令和 2 年 5 月 1 日
 〒 700-8544

私は、今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより、下記のとおり売上高が減少し、経営に大きな影響を受けております。つきましては、事業継続支援金の支給について申請します。

記

1. 事業者情報

フリガナ 事業所名(屋号等)	カブシキガイシャ シヤクショサンギョウ	法人番号(13桁)	1234567890123
4 (株)市役所産業			
主たる事業所の所在地	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 5		
電話番号	(086) 803-1000	事務担当者氏名	岡山 花子 6
FAX番号	(086) 803-1000	担当者連絡先【携帯】	(090) 1234-1234
メールアドレス	7 shiyakusho@gmail.com	資本金	8 100 万円
従業員数	9 5 人	業種	10 小売業

2. 売上減少率

① 令和2年 5 月の1箇月の売上高 (※1)	12 700,000 円 ... (A)
② 前年同月の1箇月の売上高 (※2、3)	13 1,000,000 円 ... (B)
③ 売上高の減少 (B) - (A)	14 300,000 円
④ 減少比率 $\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$	15 30.0 % 減少率20%以上が要件です

※1 令和2年2月から10月までの任意の1箇月を対象月とし、その月の売上高を①に記入してください。
 ※2 白色申告の場合は、年間売上高を12箇月で割った平均を1箇月の売上高として②に記入してください。
 ※3 創業1年未満の場合は、①の月を含む過去3箇月の売上高の平均を1箇月の売上高として②に記入してください。

3. 希望振込口座 支給決定された場合、中小企業者には20万円、小規模事業者には10万円を下記の口座に振込みます。

16 岡山 銀行・金庫 組合・農協 大供支 店 口座種別 普通 当座 7 6 5 4 3 2 1

フリガナ 通帳名義 カブ シヤクショサンギョウ (株)市役所産業 ※必ずフリガナをつけてください

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- 申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和2年11月30日までに、申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 事業継続支援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該支援金を返還することに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。

私(申請者)は、上記「誓約・同意事項」に誓約・同意します。 代表者署名・捺印 17 岡山 太郎 印

添付書類については裏面をご確認ください

※左の<申請書記入例>記載の番号と連動しています

- 管轄の商工団体がどこになるか本紙裏面の表(表1)を確認の上、いずれか一つの商工団体を選択し、○で囲んでください。
- 右肩には申請日を記入してください。申請者は事業所の代表者、住所は事業所の住所を記入し、押印してください。
※個人事業主の場合は代表者の居住地の住所を記入してください。※住所、事業所名、代表者氏名はゴム印でも構いません。
- 事務処理欄です。記入不要です。

1. 事業者情報

- 事業所名(屋号等※屋号がない場合は個人名)を記入の上、右欄に法人番号(13桁の番号)を記入してください。なお、個人事業主等、法人番号がない場合は空欄で構いません。
- 主たる事業所の住所を記入してください。主たる事業所が岡山市内に存在していることが要件になります。
- ※主たる事業所とは・・・
法人の場合は、本社(本店)、個人事業主の場合は本社と位置付けている事業所(店舗等)になります。
- 提出書類についてご連絡が必要になった場合の事務担当者との連絡の取れる連絡先(携帯電話が望ましい)を記入してください。
- 提出書類についてのご連絡が必要になった場合のメールアドレスを記入してください。
- 資本金の金額を記入してください。なお資本金が無い場合は空欄で構いません。
- 申請時点での事業所の従業員数を記入してください。その際、代表者、役員、パート従業員の数は除いて算出してください。
- 小規模事業者と中小企業者の判別に必要となるため、本紙裏面の表(表2)業種分類の中から該当する業種を選んで記入してください。

2. 売上減少率

- 令和2年2月から10月までで売上高が減少している月を選んで記入してください。選んだ月の資料を添付してください。
- ①で選んだ月の1箇月の売上高(A)を記入してください。
- ①で選んだ月の前年同月の売上高(B)を記入してください。※2、3に該当する場合は注釈を参考にしてください。
- ⑬の売上高(B)から⑫の売上高(A)を引いた額を記入してください。
- 左の数式により、減少率を算出してください。減少率20%以上が要件になります。減少率は小数点第1位(小数点第2位以下は四捨五入)まで記入してください。

3. 希望振込口座

- 支給決定された場合の支援金の振込を希望する口座(電子銀行(インターネットバンク)も利用可能)を記入してください。※記載内容に誤りがある場合は振込が遅れることがありますので誤りのないようお願いします。

【誓約・同意事項】

- 【誓約・同意事項】をよく読んでいただき、誓約・同意いただける場合は、代表者の方の、署名・捺印をお願いします。署名・捺印いただいた場合は、【誓約・同意事項】に誓約・同意したものとみなします。(※法人は代表者印、個人事業主は認印)

本記載要領を参考に申請書を作成してください。添付書類は申請書裏面をご確認ください。申請書と添付書類を同封した封書を郵送で管轄の商工団体へ送付してください。その際、封筒の宛名の後に朱書きで「岡山市事業継続支援金申請書在中」と記入してください。

(表1)商工会等の管轄区域について

申請者の住所を下記表の「所管区域」の欄から探して、管轄の商工団体を確認してください。
申請書等は管轄の商工団体(【送付先】の住所)へ郵送してください。

商工会名等	所 管 区 域
岡山商工会議所	岡山市のうち、下記以外の地域 【送付先】〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15
岡山北商工会	【送付先】〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1
上道	東平島、砂場、西平島、南古都、浦間、吉井、一日市、西祖、寺山、浅川、 矢井、檜原、竹原、才崎、内ヶ原、百枝月、沼、草ヶ部、谷尻、中尾、 上道北方、城東台西一丁目、城東台西二丁目、城東台西三丁目、 城東台東一丁目、城東台東二丁目、城東台南一丁目、 城東台南二丁目の地域
一宮	一宮、尾上、西辛川、辛川市場、大窪、福谷、長野、横尾、芳賀、松尾、 首部、檜津、一宮山崎、今岡、佐山の地域
津高	津高、津高台一丁目、津高台二丁目、津高台三丁目、津高台四丁目、富原、 田益、横井上、栢谷、吉宗、高野、菅野、田原、富吉、三和、日応寺の地域
御津	御津〇〇(旧御津郡御津町)の地域
建部	建部町〇〇(旧御津郡建部町)の地域
岡山西商工会	【送付先】〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6
高松	立田、高松原古才、高松、平山、高松稲荷、和井元、大崎、三手、小山、門前、 福崎、高塚、高松田中、下土田、津寺、加茂、惣爪、新庄上、新庄下、 吉備津の地域
足守	足守、下足守、上土田、大井、栗井、日近、杉谷、下高田、吉、山上、上高田、 石妻、苔山、庄田、真星、掛畑、河原、東山内、間倉、西山内の地域
吉備	庭瀬、平野、延友、西花尻、東花尻、川入、撫川、大内田、中撫川、納所の地域
岡山南商工会	【送付先】〒701-0221 岡山市南区藤田564-131
妹尾	妹尾、箕島の地域
福田	大福、古新田、山田、妹尾崎の地域
興除	西畦、曾根、中畦、内尾、東畦の地域
藤田	藤田の地域
灘崎	灘崎町〇〇(旧児島郡灘崎町)の地域
赤磐商工会	【送付先】〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸91-15
瀬戸	岡山市瀬戸町〇〇(旧赤磐郡瀬戸町)の地域

(表2)対象者と業種分類について

対象者		
支給対象となりうる者	支給対象にならない者	
(令和2年4月1日までに開業している事業者が対象) ○会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ○個人事業主(商工業者であること) ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 ・法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること ・認定特定非営利活動法人でないこと	○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 ○任意団体 等	
※ただし、上記のうち射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるものは対象になりません。 (例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等		
業種分類【小規模事業者】		
業種分類	常時使用する従業員の数 ※代表者、役員、パートは除く	
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下	
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下	
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下	
業種分類【中小企業者】(小規模事業者を除く)		
業種分類	資本の額又は出資の総額	又は 常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～⑦以外)	3億円以下	300人以下
② ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
③ 卸売業	1億円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ サービス業(⑥⑦以外)	5千万円以下	100人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ 条件を満たした特定非営利活動法人	—	2,000人以下